

その未回収債権、放っておけません！

地方公務員のための 債権管理・回収 実務マニュアル —債権別解決手法の手引き—



編集 大阪弁護士会
自治体債権管理研究会

B5判・208頁 定価 本体2,800円＋税

本書の特色

特に収納率の低い債権を厳選して解説。

債権別に、管理・回収のポイントをすっきり整理。

実務で参考となる裁判例を適宜引用。

具体的なQ&A (全50問)で現場の業務をサポート。

目次

第1章 国民健康保険料等

1 総論

- 1 制度概要
- 2 債権の種類
- 3 時効期間
- 4 債権の特色
- 5 未収金の推移
- 6 未収の原因と課題

2 債権管理・回収の実情

- 1 業務フロー
- 2 債権管理上の改善事項
- 3 債権回収上の改善事項
- 4 相談事例と対処法(Q&A)
 - Q1 擬制世帯主の保険料納付義務と世帯主変更について
 - Q2 「世帯変更届」未提出者に対する国民健康保険料賦課の可否

- Q3 「転入届」未提出者に対する被保険者資格取得認定の可否及び認定方法
- Q4 不現住者に対する被保険者資格の職権喪失の可否とその手続
- Q5 不現住調査の法的根拠
- Q6 国民健康保険料の一部納付の取扱い
- Q7 後期高齢者医療制度の保険料の連帯納付義務者に対する請求について
- Q8 高額療養費の差押えの可否
- Q9 財産調査の対象
- Q10 更正通知による時効中断の可否 ほか

第2章 介護保険料等

- 第3章 下水道事業受益者負担金
- 第4章 保育所保育料
- 第5章 市営住宅家賃
- 第6章 水洗便所改造工事資金貸付金
- 第7章 総括



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

「消えた高齢者」問題は、皮肉にも、これまで地方自治の名の下に基礎的自治体の行政事務に依存してきた行政運営の根源的なリスク要因（縦割り、連携不足、事なかれ主義など）をクローズアップすることになりました。

これは氷山の一角に過ぎません。基礎的自治体が真の地方分権・地域主権の受け皿となるためには、自治体行政の法令遵守、積極的・能動的・主体的な行政運営への転換、さらには創造的・発展的な行政の実現が強く求められています。そのためには、自治体財政の安定化と法的能力の向上を図ることが必要不可欠です。

第1章 国民健康保険料等

② 情報収集

A市は、医療機関からの請求に基づき療養給付を行う立場であるから、A市内及びその近郊の医療機関に対し、保険給付事由が交通事故や労災などの第三者行為に起因するものであるか否かに関する疑義情報を提供するよう協力を要請するなど、情報収集の取組みを強化することが望まれる。

4 相談事例と対処法（Q&A）

Q1 擬制世帯主の保険料納付義務と世帯主変更について

（説明）

Xさん（住民票上の世帯主）は、組合健康保険に加入しています。その子のYさんは、自営業を営み収入もあることから国民健康保険に加入しています。

A市は、Xさんに対し、Yさんの国民健康保険料を賦課して国民健康保険料決定（更正）通知書と納付通知書を送付しました。

しかし、Yさんが国民健康保険に加入した平成20年4月から現在まで、一度もXさんからの納付がありません。

（質問）

1) この場合、Xさんを住民票及び国民健康保険法上の「世帯主」としたまま、Yさんに滞納保険料（平成20年度1期～12期）の催告書を送付することができるでしょうか。

2) また、国民健康保険法上の「世帯主」をYさんに変更すれば、Yさんに対し、「世帯主」変更前の滞納保険料（平成20年度1期～12期）の催告書を送付することができるでしょうか。

A

質問1) について

Yさんに関する平成20年度保険料は、保険料賦課期日（当該年度の初日・国保法76条の2、又は、被保険者資格取得日・A市国保条例）現在において、世帯主であるXさんを納付義務者として成立しており、当該滞納保険料をYさんに賦課し、催告することはできません。

質問2) について

世帯主をYさんに変更した場合、世帯主変更後に納期の到来する保険料（当月を含む。）については、Xさんの納付義務は消滅するため（A市国保条例）、新たな世帯主であるYさんに賦課することができます。これに対し、世帯主変更前に納期に到来している滞納保険料（前月まで。）については、既にXさんを納付義務者として成立していますので、Yさんに賦課することも催告することもできません。

第1章 国民健康保険料等

② 情報収集

A市は、医療機関からの請求に基づき療養給付を行う立場であるから、A市内及びその近郊の医療機関に対し、保険給付事由が交通事故や労災などの第三者行為に起因するものであるか否かに関する疑義情報を提供するよう協力を要請するなど、情報収集の取組みを強化することが望まれる。

4 相談事例と対処法（Q&A）

Q1 擬制世帯主の保険料納付義務と世帯主変更について

（説明）

Xさん（住民票上の世帯主）は、組合健康保険に加入しています。その子のYさんは、自営業を営み収入もあることから国民健康保険に加入しています。

A市は、Xさんに対し、Yさんの国民健康保険料を賦課して国民健康保険料決定（更正）通知書と納付通知書を送付しました。

しかし、Yさんが国民健康保険に加入した平成20年4月から現在まで、一度もXさんからの納付がありません。

（質問）

1) この場合、Xさんを住民票及び国民健康保険法上の「世帯主」としたまま、Yさんに滞納保険料（平成20年度1期～12期）の催告書を送付することができるでしょうか。

2) また、国民健康保険法上の「世帯主」をYさんに変更すれば、Yさんに対し、「世帯主」変更前の滞納保険料（平成20年度1期～12期）の催告書を送付することができるでしょうか。

A

質問1) について

Yさんに関する平成20年度保険料は、保険料賦課期日（当該年度の初日・国保法76条の2、又は、被保険者資格取得日・A市国保条例）現在において、世帯主であるXさんを納付義務者として成立しており、当該滞納保険料をYさんに賦課し、催告することはできません。

質問2) について

世帯主をYさんに変更した場合、世帯主変更後に納期の到来する保険料（当月を含む。）については、Xさんの納付義務は消滅するため（A市国保条例）、新たな世帯主であるYさんに賦課することができます。これに対し、世帯主変更前に納期に到来している滞納保険料（前月まで。）については、既にXさんを納付義務者として成立していますので、Yさんに賦課することも催告することもできません。

お試し読み、お申込はコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

